

官業改革タスクフォース フォローアップ調査票

事項名 (所管府省名)	船員保険保養所の民間開放推進 (厚生労働省)
1. 根拠法令	船員保険法第57条ノ2
2. 実施主体	国(施設の経営については、(財)船員保険会に委託している。)
3. 予算額	(船員保険特別会計) 保養所等の整備に要する経費 122百万円(平成19年度予算額) 保養所等経営委託に要する経費 57百万円(平成19年度予算額)
4. 従事者数	61人(平成19年1月末現在:14施設の職員数)
5. 事務・事業の内容	船員の海上労働の特殊性を踏まえ、疲労回復、静養、家族との団らんの場の提供等を目的に、船舶所有者が全額負担する保険料(福祉事業に係る保険料は、船舶所有者が全額を負担している。)を財源として設置した船員保険保養所及び船員保険福祉センターの整備及び管理運営を行う。 なお、当該事業の実施に当たっては、船舶所有者の代表者、被保険者の代表者等で構成する「船員保険事業運営懇談会」にて協議の上実施している。
6. 措置内容 (規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申)	船員保険保養所は、15年度の事業実績では国内21箇所、国外1箇所が設置されているが、宿泊利用率は43.6%に止まっており、早急な合理化を推進する必要がある。 したがって、宿泊施設を平成17年度末までに平成13年度の施設数の半数とする合理化計画を着実に実行することとなっているが、施設のほとんどで採算がとれていない状況にかんがみ、当面更なる合理化を図るべきである。 さらに、平成18年度以降についても、関係者間の議論を踏まえ、合理化計画を策定すべきである。【平成16年度以降逐次実施】
7. 講ぜられた措置	宿泊施設については、平成13年度末27施設であったが、船舶所有者の代表者、被保険者の代表者及び保険者で構成する船員保険福祉施設問題懇談会の議論を踏まえて、平成17年度までに約半数の13施設を廃止した。 今後の福祉施設の取扱いについては、平成18年12月に船員保険事業運営懇談会で取りまとめた報告書において、「整理合理化の具体的な進め方など福祉施設の取扱いについては、新船員保険制度発足までの間、福祉施設に関する各方面の議論にも留意しつつ、船員保険被保険者及び船舶所有者の意見を十分配慮して、引き続き検討することが必要である。」とされ、関係者と引き続き協議・検討することとしている。

8. 質問事項

(1) 平成 17 年度及び平成 18 年度の中間期における、施設の宿泊利用率と採算状況をお示し頂きたい。

別紙のとおり

(2) 平成 18 年度以降の合理化計画について、関係者間にて協議・検討を行うとのことだが、具体的な状況について御教示いただきたい。

①合理化計画策定の具体的スケジュールについて、お示し頂きたい。

②合理化計画の内容について、何らかの方向性が既に示されているのか、問題点は何か、御教示願いたい。

①について

整理合理化の具体的な進め方など福祉施設の取扱いについては、今後、出来るだけ早い時期に船員保険事業運営懇談会を開催し、協議・検討を開始したいと考えている。

②について

船員保険法については、労災保険、雇用保険相当部分を一般制度へ統合、特別会計の廃止、運営主体を国から全国健康保険協会とするなどの抜本的な制度改正が行われる状況にある。(雇用保険法等一部改正法)

また、保険者(国)としては、これまで船員保険の福祉施設についても年金・健康保険の福祉施設と同様の整理合理化を進める方向での提案をしてきた経緯もあるが、福祉施設保険料を拠出している事業主を始めとする関係者の意向を踏まえた見直しを行っていくことが必要である。

昨年の 12 月に取りまとめられた船員保険事業運営懇談会報告書(平成 18 年 12 月取りまとめ)では、船員保険福祉施設について、

- ・ 施設整備費、経営委託費を受けても赤字経営の施設が見られること、さらに、公法人において福祉施設を保有することが難しい状況であること等も踏まえ、今後も引き続き、整理合理化に取り組む必要がある。
- ・ この場合、保養施設等が船員の福利厚生にこれまで果たしてきた役割に鑑み、今後も船員の福利厚生が確保される方策を検討する必要がある。
- ・ 整理合理化の具体的な進め方など福祉施設の取扱いについては、新船員保険制度発足までの間、船員保険関係者の意見を十分配慮して検討する

とされている。

船員保険保養所等の収支状況等

(別 紙)

船員保険健康（総合）福祉センター（4ヶ所）

(単位：千円)

都道府県名	施設名	平成17年度				平成18年度 (平成19年1月末)				
		利用率(%)	収入	支出	当期剰余	年度末累積剰余	利用率(%)	収入	支出	当期剰余
北海道	マリンヒル小樽	56.7%	237,412	254,317	▲ 16,905	▲ 204,314	64.5%	265,938	268,069	▲ 2,131
長野	ヒルサイドホテル富士見	47.7%	267,213	274,995	▲ 7,781	▲ 106,726	49.9%	242,953	230,628	12,325
兵庫	みのたにグリーンズポーツホテル	44.6%	397,453	376,551	20,902	4,988	52.8%	414,694	376,202	38,492
福岡	スパリゾートホテル久留米	39.0%	278,600	286,049	▲ 7,449	▲ 114,965	42.6%	237,059	230,300	6,759

船員保険保養所（10ヶ所）

(単位：千円)

都道府県名	施設名	平成17年度				平成18年度 (平成19年1月末)				
		利用率(%)	収入	支出	当期剰余	年度末累積剰余	利用率(%)	収入	支出	当期剰余
北海道	宗谷パレス	48.5%	38,739	45,851	▲ 7,112	12,674	50.2%	34,974	35,447	▲ 473
宮城	マリンサイド気仙沼	40.5%	47,171	51,881	▲ 4,710	5,176	40.3%	39,833	44,724	▲ 4,891
"	鳴子やすらぎ荘	58.7%	120,779	124,216	▲ 3,437	114,943	57.0%	97,238	105,226	▲ 7,988
神奈川	サンポートみさき	50.7%	64,552	64,906	▲ 354	7,249	46.9%	50,120	53,352	▲ 3,232
"	箱根嶺南荘	58.8%	127,193	134,580	▲ 7,387	86,444	53.5%	101,636	107,257	▲ 5,621
静岡	やいづマリンパレス	30.8%	73,860	82,738	▲ 8,878	▲ 27,376	27.8%	60,294	70,867	▲ 10,573
鳥取	さかいみなど荘	48.3%	54,911	57,631	▲ 2,720	39,880	49.9%	45,884	49,544	▲ 3,660
山口	俄山湯ノ川	21.6%	14,921	17,058	▲ 2,137	▲ 14,092	18.8%	9,532	15,744	▲ 6,212
愛媛	ハイプラザうちこ	33.0%	52,644	60,664	▲ 8,019	40,101	30.9%	41,137	50,535	▲ 9,398
鹿児島	指宿湯の浜	26.4%	25,513	31,350	▲ 5,837	34,705	20.6%	16,352	24,357	▲ 8,005

※平成18年度については、平成19年1月末（10ヶ月分）までの状況である。

「報告書（船員保険制度の見直しについて）」（平成 18 年 12 月 21 日 船員保険事業運営懇談会） 抜粋

(福祉施設の在り方)

<検討の背景>

- 宿泊施設に関する閣議決定、累次の審議会の意見、昨年の年金・健康保険の福祉施設をめぐる国会での法案審議等を踏まえ、国としては、保有する保養施設等（診療所、健康管理センターを含む。）を廃止し、病院についても整理合理化を進めていくことが求められており、船員保険の福祉施設も同様の状況にある。
- また、こうした国が保有する福祉施設の整理合理化が進められている中では、新船員保険の運営主体となる公法人においても福祉施設を保有することは困難な状況にある。
- 船員保険の福祉施設に要する経費（運営費、整備費等）は、年金及び健康保険の福祉施設と異なり、保険給付に要する費用とは区分され、全額が船舶所有者の負担による保険料により賄われているが、今後、船舶所有者は職務上年金部門の財政方式の変更に伴う積立金差額の償却に係る費用の負担等を賄わなくてはならない状況にある。

<対応の方向>

- 船員保険の福祉施設については、船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団らんの場の提供等を目的としており、船員の福利厚生の上に大きな役割を果たしてきた。
- このうち、保養所等の宿泊施設については、船舶所有者の代表者、被保険者の代表者及び保険者の三者で構成する「船員保険福祉施設問題懇談会」において、これまでも福祉施設の在り方について協議・検討し、その見直しを行ってきており、過去最大 70 施設であったものを現在 14 施設までに減少させ、整理合理化を進めてきた。
- これは、上記の国の保有する福祉施設の整理合理化の方針にも沿ったものであったが、依然として、施設整備費、経営委託費を受けても赤字経営の施設が見られること、さらに、公法人において福祉施設を保有することが難しい状況であること等も踏まえ、今後も引き続き、船員保険福祉施設の整理合理化に取り組む必要がある。
- この場合、保養施設等が、船員の福利厚生にこれまで果たしてきた役割に鑑み、今後も船員の福利厚生が確保される方策を検討する必要がある。また、新船員保険で行うべき福祉事業のうち、無線医療センターの運営や全国の漁港を巡回して実施する生活習慣病予防検診等については、洋上で負傷した場合等に医療機関にかかることができないという船員労働の特殊性や、船員の健康管理を行うという保険者としての役割を担っているため、施設の整理合理化が行われる場合であっても、これらの事業が適切に実施される方策を検討することが必要である。さらに、船員保険病院については、地域医療に果たす役割等にも留意しつつ検討することが必要である。
- 以上を踏まえ、整理合理化の具体的な進め方など福祉施設の取扱いについては、新船員保険制度発足までの間、福祉施設に関する各方面の議論にも留意しつつ、船員保険被保険者及び船舶所有者の意見を十分配慮して、引き続き検討することが必要である。